

令和3年10月29日  
自動車局旅客課

## 新たにタクシーの「相乗りサービス」制度を導入します！ ～タクシーを割安に利用することが期待されます～

配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスを認める新たな制度を導入します(本日付で通達を公布し、本年11月1日から運用可能)。

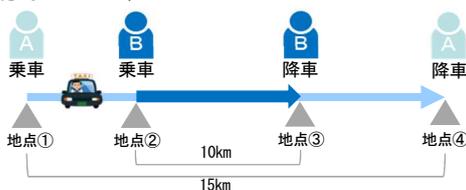
### 1. 概要

- タクシーの「相乗りサービス」とは、配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスです(運送開始後に不特定の旅客が乗車できるバスとは異なるタクシー独自の運送形態となります)。
- 今般、利用者が安心してタクシーに相乗りし、割安にドア to ドアで移動できるよう、「相乗りサービス」について、運賃の按分等に関する一定のルールを定めた新たな制度を導入しました。
- タクシー事業者にとっても、「相乗りサービス」を提供することで、利用者の利便性の向上を図り、新たなタクシー需要を喚起することが期待されます。

### 2. 利用イメージ

- 制度上、相乗りする際の運賃は、原則として乗車距離に応じて按分することをルールとしており、例えば以下のような事例となることが想定されます。

(利用イメージ)



【地点①～④のタクシー運賃が 5,000 円の場合】

A の運賃 : 3,000 円 (5,000 円 × 15km / 25km)

B の運賃 : 2,000 円 (5,000 円 × 10km / 25km)

### 3. その他

- 当面の間、マスク着用、旅客同士が隣り合わない座席指定など、必要な感染対策を実施して相乗りサービスを提供するようタクシー事業者に求めます。また、実施状況を定期的にモニタリングし、バスとの整合性に留意しつつ、必要に応じて見直しを行います。
- 関連する通達は「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」のとおりです。(HP) [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk3\\_000037.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000037.html)

#### 【問い合わせ先】

自動車局旅客課 村瀬、土肥、飯田

(代表)03-5253-8111(内線 41242、41243)

(直通)03-5253-8569(FAX)03-5253-1636